

公益財団法人愛媛県消防協会ホームページ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人愛媛県消防協会広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、公益財団法人愛媛県消防協会（以下「協会」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「バナー広告」とは、協会ホームページ内に表示される文字又は広告画像をいう。
- (2) 「リンク」とは、協会ホームページに掲載するバナー広告から、広告主のホームページを開けるようにする関連付けのことをいう。

(広告の種類)

第3条 協会ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下広告という。）とする。

(広告掲載の基準)

第4条 協会ホームページに掲載する広告は、要綱を遵守したもので、かつ、公益財団法人愛媛県消防協会広告掲載基準に適合するものでなければならない。

(広告の規格)

第5条 掲載する広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル 横320ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG又はPNG
- (3) 容量 15KB以下

2 前項と異なる規格については別に定める。

(広告の掲載位置及び枠数)

第6条 広告を掲載する位置及び枠数は協会が指定する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、月を単位として、最長12か月とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載開始日及び終了日は、協会が定める。

(広告の掲載料)

第8条 広告の掲載料は広告枠1枠当たり月額10,000円（税別）とする。

2 1回の申し込みで3か月以上の掲載を申し込んだ場合の掲載料（月額）は、

次のとおりとする。

掲載期間	掲載料（月額）
3か月以上5か月以内	前項に定める額×0.95
6か月以上8か月以内	前項に定める額×0.90
9か月以上11か月以内	前項に定める額×0.85
12か月	前項に定める額×0.80

（広告掲載の募集方法）

第9条 広告掲載の募集は、ホームページ又は広報紙上で公募するものとする。

（広告掲載の申し込み等）

第10条 広告掲載の希望者は、公益財団法人愛媛県消防協会ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）を協会が定める期限までに資料を添えて、直接または郵送で申し込むものとする。また、掲載中の広告の内容の追加・変更等を行う場合も同様とする。

2 協会は、前項の規定による掲載申し込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 申込期限は、広告掲載をする月の前月の15日までとする。

（広告掲載の決定等）

第11条 協会は、前条の規定による広告掲載の申し込みがあったときは、当該広告掲載の可否を審査し、掲載を決定した申し込み者（以下「広告主」という。）に対し公益財団法人愛媛県消防協会ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）を送付するものとする。

2 広告掲載の決定を通知する際には、掲載する広告枠を指定して通知するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第12条 前条の規定による広告掲載の決定を受けた広告主は、協会が指定する期日までに掲載しようとする広告原稿（画像データ）を提出するものとする。

（広告掲載料の納入）

第13条 広告掲載料は、協会が指定する期日までに納付するものとする。ただし、協会が特に認めたときはこの限りでない。

（広告掲載料の還付）

第14条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない事由により広告掲載ができなかったときは、既納の広告掲載料の一部または全部を返還するものとする。

（リンク先の変更の求め等）

第15条 協会は掲載された広告のリンク先のホームページの内容等が要綱及

びこの要領に抵触していると認める場合は、広告主に対し、その内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し等)

第16条 協会は次に掲げるものに該当する場合は、広告主への催促その他の手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納入がないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿（画像データ）の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと認めたとき。

2 協会は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その責めを負わないものとし、既納の広告掲載料は、返還しないものとする。

(広告掲載の取り下げの申出)

第17条 広告主は、自己の都合により、協会ホームページの掲載の取り消しを申し出ることができる。

2 前項の規定により、広告掲載の取り下げ申出を行うときは、広告主は、書面により協会に申し出なければならない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、協会ホームページに掲載された広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを協会に対して保証するものとする。

3 第三者から広告等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 広告主は、第11条の規定により決定を受けた協会ホームページの広告掲載の権利を他のものに譲渡してはならない。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。